

# おくやみ窓口のご案内

身近な方が亡くなられた後のご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、各区役所に「おくやみ窓口」を設け、市役所における手続きについてサポートいたします。

◆ **予約制**です。

※ 予約は亡くなられた方の住所地の区役所において、ご希望の日の3開庁日前までをお願いします。

◆ 亡くなられた後の市役所内の各種お手続きについて、「ホームページやハンドブックを見ても手続きの方法がよく分からない」というご遺族をサポートさせていただく窓口です。

◆ おくやみ窓口では職員が対面で、ご遺族からの情報をもとに、必要となる手続き及び担当窓口をご案内します。

◆ 亡くなられた後の市役所内のお手続きについては、おくやみ窓口ではなくても、これまでどおり最寄りの区役所・支所・地域センターでもお手続きいただけます。

◆ 全ての手続きが、おくやみ窓口のみで完結できるものではありません。また、状況によっては、1度の来庁では完了しないものや、市役所以外での手続きが必要なものもあります。

◆ 手続きには時間がかかる場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

北区役所	中区役所	東区役所	南区役所
本庁舎 1階	中区役所 1階	東区役所 1階	南区役所 1階
予約専用電話 086-803-1839	予約専用電話 086-901-1651	予約専用電話 086-944-5060	予約専用電話 086-902-3508
予約電話・窓口受付時間 平日 9時～16時			
【受付枠】 ①9時～ ②10時30分～ ③13時～ ④14時30分～			

## 「手続きガイド」をご利用ください

岡山市では、ウェブやスマホで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できる案内サービス「手続きガイド」を導入しております。

ぜひご利用ください。

岡山市手続きガイドURL  
<https://ttzk.graffer.jp/city-okayama>



## おくやみハンドブックを作成しました

死亡届提出後に必要となる手続きを記載した「おくやみハンドブック」を市ホームページに公開しております。

ぜひご活用ください。

おくやみハンドブックURL  
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000018294.html>



# 手続きにあたり お持ちいただくもの

お手続きに必要なとなる主な持ち物は、下記のとおりです。

※ お亡くなりになった方の状況によっては、ここでご案内しているもの以外にも必要なもの、又は不要となるものが生じる場合があります。  
(表面記載の「手続きガイド」をご利用いただければ、より具体的にご確認いただくことが可能です)

## 亡くなられた方のもの (お手元にあるものをお持ちください)

- 国民健康保険被保険者証 (国民健康保険加入者)
- 後期高齢者医療被保険者証 (後期高齢者医療制度加入者)
- 介護保険被保険者証
- 基礎年金番号通知書・年金手帳・年金証書
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
- 市役所から交付された各種受給者証
- そのほか受給していた高齢・障害サービス関係の利用券 など

## ご遺族のもの

- 来庁される方の本人確認書類
  - ・ 1点でよいもの (写真付きのもの)
  - ・ 2点必要なもの (写真付きではないが、氏名が確認できるもの)マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など  
被保険者証 (健康保険、介護保険)、各種年金証書、基礎年金番号通知書 など
- 葬祭を行ったことがわかるもの (葬祭費用の領収書など)
- 委任状
  - ・ 手続きを代理の方が行う場合は委任状が必要となります※ 委任状が必要となる例  
戸籍謄本を故人の直系親族以外の方が請求するとき (委任者: 直系親族の方)  
世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方が行うとき (委任者: 同一世帯員の方)
- 戸籍謄本 (全部事項証明) など
- 預貯金通帳 (相続人代表、喪主)
- 印判 (届出人、相続人代表、喪主)  
※ 署名をすれば原則不要ですが、手続きによっては必要となる場合があります